

倉敷市スポーツ少年団本部規程

(規程)

第1条 倉敷市スポーツ少年団本部（以下「本部」という。）に関する規程をここに定める。

(事務局)

第2条 本部の事務局を公益財団法人倉敷市スポーツ振興協会事務局内に置く。

(目的)

第3条 本部はスポーツを通じて青少年の心身の健全な発達を図るため、市内のスポーツ少年団を統括し、相互の発展のため育成指導することを目的とする。

(事業)

第4条 本部は第3条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) スポーツ少年団の結成促進
- (2) スポーツ少年団の登録・更新
- (3) スポーツ少年団指導者の育成
- (4) スポーツテスト及びその他全市的事業の実施
- (5) 他市町村スポーツ少年団との交流
- (6) 日本スポーツ少年団本部及び岡山県スポーツ少年団本部並びにその他関係団体との連絡調整
- (7) その他第3条の目的達成に必要な事業

(登録)

第5条 本部への加入は、登録をもって行い、毎年度これを更新する。

- 2 本部へ加入したスポーツ少年団は、岡山県スポーツ少年団及び日本スポーツ少年団へ加入する。
- 3 登録に関する事項は、岡山県スポーツ少年団及び日本スポーツ少年団が定める事項に準じる。
- 4 登録認定を受けた団員、指導者、役員、スタッフが、公益財団法人日本スポーツ協会倫理規定第4条の遵守事項に違反する行為を行った場合は、岡山県スポーツ少年団に報告し、日本スポーツ少年団が定めるスポーツ少年団登録者処分基準に基づき、本部が処分する。

(役員構成)

第6条 本部は各単位団選出の代議員（以下「代議員」という。）及び役員をもって構成する。

(役員設置)

第7条 本部は次の役員を置く。

- (1) 本部長 1名
- (2) 副本部長 5名以内
- (3) 委員 若干名
- (4) 監事 2名

(役員選出)

第8条 役員を選出方法については、次のとおりとする。

- (1) 本部長及び副本部長は総会において選任する。
- (2) 委員は総会において次のア～ウから選出し、本部長がこれを委嘱する。
 - ア 倉敷市スポーツ少年団関係
 - イ 倉敷市内学校関係
 - ウ 倉敷市内学識経験者
- (3) 前号イの委員に異動があった場合は、その後任者を任命する。
- (4) 監事は総会において選出し、本部長がこれを委嘱する。
- (5) 指導者協議会の役員は本部役員を兼ねることはできないものとする。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 本部長は本部を代表し、会務を総理する。
- (2) 副本部長は本部長を補佐し、本部長事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 委員は委員会を組織し、本部の常務を掌理する。
- (4) 監事は本部の業務を監査する。また監事は総会並びに委員会に出席し、意見を述べることができる。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は2ヵ年とする。ただし、その任期満了の後も後任者就任の日まで留任するものとする。

- 2 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員の再任は妨げない。

(顧問)

第11条 本部に顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は総会の推薦により、本部長がこれを委嘱し、任期は1ヵ年とする。
- 3 顧問は本部長の諮問に応じるものとする。

(事務局員)

第12条 本部長は事務局員（うち、事務局長1名）若干名を委嘱する。

- 2 事務局員は本部の事務に従事する。

(会議)

第13条 本部の会議は次のとおりとする。

- (1) 総会
 - (2) 委員会
- 2 総会は代議員、役員をもって構成し、本部の重要事項について審議する。
 - 3 委員会は本部長、副本部長、委員をもって構成し、本部の常務を掌理する。
 - 4 本部長は総会及び委員会を召集し、議長とする。

(決議)

第14条 会議の議決は出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは議長がこれを決める。

(指導者協議会)

- 第15条 本部に指導者の資質、指導力向上のため指導者協議会を置く。
2 指導者協議会について必要な事項は委員会の議決を経て別に定める。

(専門部会)

- 第16条 本部に委員会の議決を経て必要な専門部会を設けることができる。
2 専門部会について必要な事項は委員会の議決を経て別に定める。

(会計)

- 第17条 本部の経費は次に掲げるものをもって、これにあてる。
(1) 登録料
(2) 市又は公共的団体から交付せられた補助金及び委託金
(3) その他の収入
2 登録料は、別表1のとおりとする。

第18条 本部の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則

- 第19条 本規程は総会の議決によらなければ変更することができない。
2 この規程は、昭和44年5月27日から施行する。
3 この規程は、昭和52年2月23日から施行する。
4 この規程は、平成14年4月1日から施行する。
5 この規程は、平成17年6月1日から施行する。
6 この規程は、平成20年5月31日から施行する。
7 この規程は、平成22年5月29日から施行する。
8 この規程は、平成25年6月15日から施行する。
9 この規程は、令和元年6月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
10 この規定は、令和5年6月17日から施行する。

別表1

区 分	登録料 (年額)	内 訳
団 員 (1人)	600円	日本スポーツ少年団 : 300円 岡山県スポーツ少年団 : 200円 倉敷市スポーツ少年団 : 100円
指導員 (1人)	900円	日本スポーツ少年団 : 700円 岡山県スポーツ少年団 : 200円